

事前予約でご乗車！ 乗り合い送迎サービス

「チョイソコやまのうち」 会員規約

※必ずお読みください

1. サービス内容およびご利用条件

「チョイソコやまのうち」（以下「本サービス」）は、「チョイソコやまのうち」会員規約（以下「本規約」）に基づき、会員となった方（以下「会員」）を対象とし、目的地まで、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、本規約に同意し、山ノ内町（以下「当町」）が会員と認めた方と、当町との間で適用されます。

3. 会員条件

次の(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- (1) 山ノ内町民で小学生以上の方（未就学児は保護者同伴により利用できます）
- (2) ご自分で、または介助者の補助により、コールセンターへの予約ができる方
- (3) ご自分で、または介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、会員証が届いてから、ご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は、当町が定める料金とします。

6. 停留所・運行地域・ルート等

停留所は、別冊パンフレット内停留所MAPのとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、当町が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、当町の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、コールセンターより、該当する会員に連絡します。

- (1) 運行日時
毎日 9:30-17:00
※土、日、祝日、年末年始は西北部・中野市のバス停のみ利用可能。
ただし、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日、その他当町が定めた運休日を除く。
- (2) 乗車希望受付日時
電話 毎日 9:00~17:00
利用希望日の1週間前から当日、利用希望時刻の30分前まで受付けます。
10:00までの運行を希望の場合は前日までに予約が必要です。
ただし、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日、その他当町が定めた運休日を除く。

8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、コールセンターへお電話してください。（なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。）運転係員への口頭での乗車希望は、受付できません。限られた車両で申込の早い会員を優先するため、座席に空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望日時を決めてください。

9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、コールセンターへ電話ください。

なお、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付できません。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の10分前に停留所にお越しください。

出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、コールセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

当町が必要と判断した場合、乗車をお断りする場合があります。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると当町が判断した場合、会員資格を直ちに取消することがございます。

- (ア) 本人確認ができないとき
- (イ) 本規約第3条（会員条件）を満たさないとき
- (ウ) 本規約第18条（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
- (エ) 本規約を遵守しないとき

14. 同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。

同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。

同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いいたします。

15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命または身体を害した場合の責任）等）、本サービスにかかる車両の管理については、当町ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、当町は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

裏面へ続きます。



16. 当町の免責

次の場合、当町は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当町に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- (ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (ウ) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
- (エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- (オ) 本規約第7条（運行・乗車希望受付日時および運休）、第10条（到着時間）、第11条（会員の遅延）、第12条（乗車のお断り）、第13条（会員資格の取消し）、第14条（同乗者）、第21条（コールセンターの稼働中断・停止）、第22条（本サービスの中止・終了）に定める事由が生じた場合
- (カ) 会員の故意または過失による場合
- (キ) 当町の責に帰することができない事由による場合

17. 会員の責任

当町は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、当町が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。

- (ア) 本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査
- (イ) 当町が「チョイソコ」スポンサーから提供を受けた広告配信
- (ウ) 当町が主催するイベント案内
- (エ) 本サービスの運営及び改善
- (オ) その他の当町の商品・サービスの品質向上や企画・開発

20. 第三者による個人情報の利用

当町は、次に掲げるとおり個人情報を第三者へ提供することがあります。

(1) 第三者へ提供する個人情報の項目

- ・会員登録申込書の記載内容（氏名、電話番号、年齢など）
- ・本サービスにより取得した乗降データ・サービスの品質向上や企画・開発・運営 / 株式会社アイシン

(2) 第三者へ提供する情報の利用目的 / 第三者提供の範囲

- ・緊急時の会員の安全確保 / 本サービスにかかる停留所 管理者
- ・本サービスならびにその他の株式会社アイシンの商品・サービスの品質向上や企画・開発・運営 / 株式会社アイシン

21. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、コールセンターへ書面または電話でご連絡ください。

22. コールセンターの稼働中断・停止

当町は、システムのメンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

23. 本サービスの中止・終了

当町は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

24. 規約の変更

当町は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

25. その他の同意事項

手押し車、ベビーカー等については、会員または同乗者にて折り畳みして運搬できるものは、車内への持込が可能です。持参できる荷物は通常一人で持てる手荷物程度の大きさとし、複数の段ボールや長尺の荷物など、他の利用者の座席にまでかかるような荷物の持ち込みはできません。ペットの持ち込みはできません。車両のトランクは利用できません。また、発火物や刃物など危険物を所持している方は乗車をお断りする場合があります。

26. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約改定：2026年10月1日